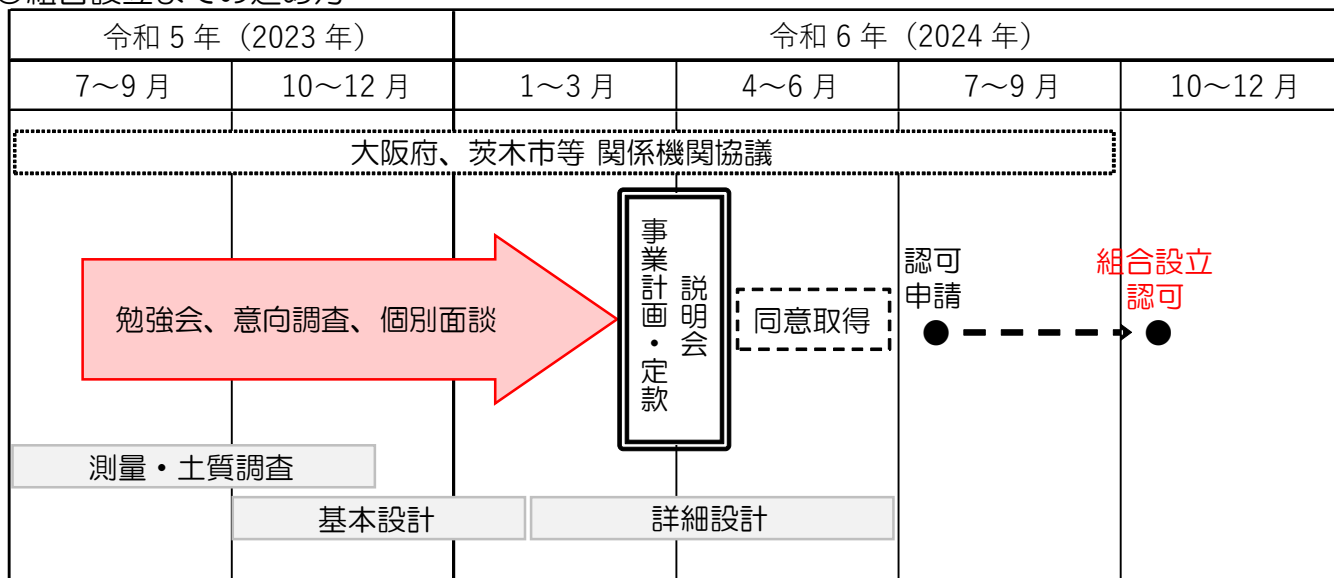


彩都東部地区 D-1 区域土地区画整理準備組合の組合員の皆様には、準備組合の活動について、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。準備組合と業務代行予定者フジタは、土地区画整理組合設立の認可取得に向け、調査・設計業務や関係機関協議などを進めています。

また、認可取得に向けた業務と並行して、区画整理事業の理解促進を目的とした勉強会の開催やみなさまへ土地利用の意向調査・個別面談等を実施いたします。

(勉強会、意向調査および個別面談の詳細な日程等につきましては別途ご案内いたします。)

### ◎組合設立までの進め方

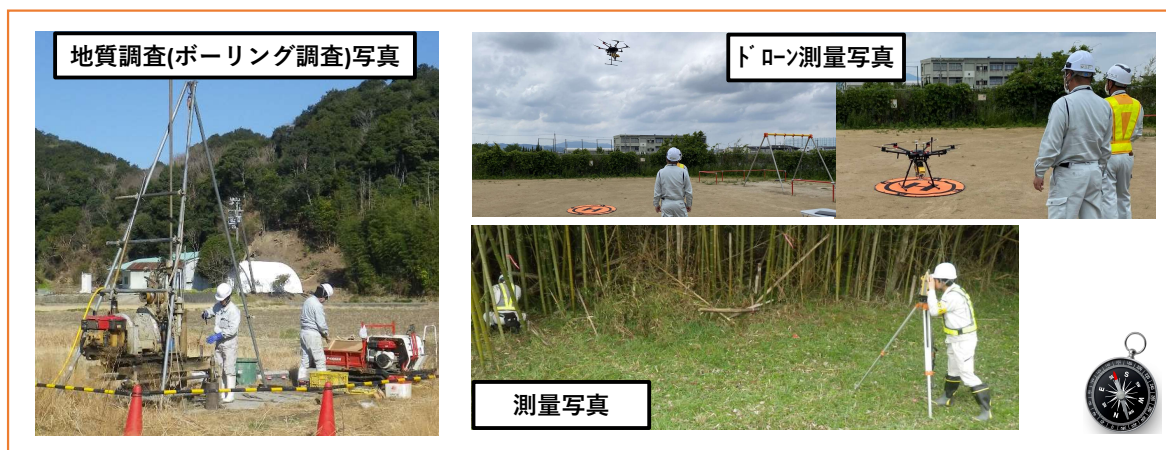


## 現地での測量・地質調査を開始します！

令和 5 年 7 月からは、設計業務を進めるにあたり、現地での測量調査と地質調査を開始します。調査の詳細は、同封している「現地測量、及び地質調査作業について実施のお知らせ」をご確認ください。

調査に伴い、組合員の皆様の土地に立ち入る場合は、ご迷惑が掛からぬよう十分配慮をして作業を行います。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ◎現地調査について(参考写真)



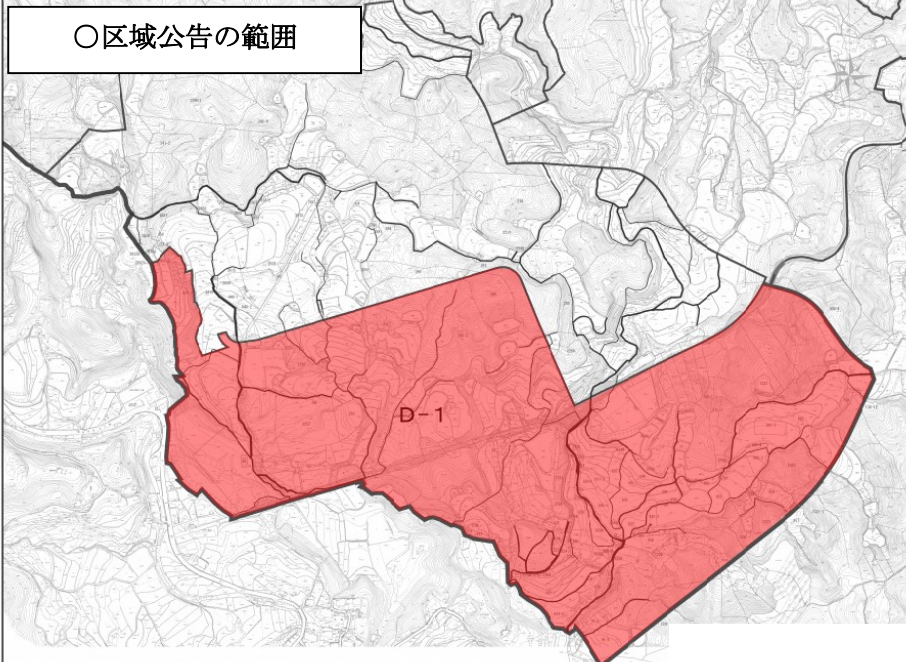
# 区域の公告、及び事前協議書の提出を行います。

## ◎施行地区となるべき区域の公告について

区域の公告とは、土地区画整理事業の認可手続きの一環として実施するものであり、施行地区となるべき区域を対象に、土地所有者・借地権者を確定させるために行うものです。

準備組合では、施行区域内における組合員様の土地で、登記されている土地所有者、及び借地権は把握しておりますが、登記されていない借地権までは把握できません。

つきましては、施行区域内の土地を貸しておられる組合員様は、茨木市役所審査指導課または準備組合事務局へご相談ください。

<p>○区域公告の範囲</p> 	<p>◎区域公告の予定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区域公告 7月4日</li><li>・縦覧期間 7月4日 7月17日</li><li>・借地権申告 7月4日 8月1日</li><li>・縦覧場所 茨木市役所 (担当課：審査指導課)</li></ul>
---	--

## ○事前協議書の提出について

施行地区となるべき区域の公告の手続きが完了した後、茨木市へ事前協議書を提出します。事前協議書とは、組合設立の認可取得に向けて、必要な規制法令の手続きや関係機関の協議先などを確認するものです。予め必要な手続きを確認しておくことで、組合設立に向けた関係機関との協議をスムーズに進めることができます。

### お願い（権利変動時のご連絡）

彩都東部地区 D-1 区域土地区画整理準備組合では、引き続き事業化に向けた取組みを行うことから、区域内の地権者様におかれましては、今後、相続や転売等により名義に変更が生じる場合は、下記事務局までご一報いただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■発行：彩都東部地区 D-1 区域土地区画整理準備組合

■事務局：（窓口）株式会社フジタ 西日本開発事業部 地域開発推進部 担当：浅井、沓澤

電話 [080-5861-9342](tel:080-5861-9342)（沓澤）